

昭和五十一年運輸省令第三号

船舶油濁等損害賠償保障法施行規則

油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第二十八条第一項及び第二項の規定に基づき、油濁損害賠償保障法施行規則を次のように定める。

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（船舶内の場所）

第二条 法第二十四条号イの国土交通省令で定めるタンカー内の場所は、次に掲げる場所とする。

- 一 貨物艙内
- 二 燃料タンク内
- 三 スロップタンク内

（混合物）

第三条 法第二十四条号イの国土交通省令で定める混合物は、次に掲げる混合物とする。

- 一 水バラストであつて貨物油又は燃料油を含むもの
- 二 貨物艙の洗浄水であつて貨物油又は燃料油を含むもの
- 三 ビルジであつて燃料油を含むもの

（特定海域）

第四条 法第十三条第二項の国土交通省令で定める海域は、次に掲げる海域とする。

- 一 東京湾（千葉県洲崎灯台から神奈川県剣埼灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域をいう。）
- 二 伊勢湾（愛知県渥美郡渥美町大山三角点から三重県石鏡灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域をいう。）
- 三 瀬戸内海（和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県蒲生田岬灯台まで引いた線、愛媛県佐田岬灯台から大分県関崎灯台まで引いた線、山口県六連島灯台から五六度四、八〇〇メートルの地点から〇度八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度一、七二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から山口県六連島鵜ノ石鼻まで引いた線、同島ウドノ鼻から二二三度四八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三三度六〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四四度八七〇メートルの地点まで引いた線、同地点か

ら福岡県和合良島島頂まで引いた線、同島頂から二五七度二、九四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四六度三〇分に陸岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域をいう。）

（タンカー保障契約証明書の交付の申請）

第五条 法第十七条第一項の書面（以下「タンカー保障契約証明書」という。）の交付を受けようとする者は、第一号様式による保障契約証明書交付申請書を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 タンカー保障契約証明書の交付の申請は、当該タンカー保障契約証明書に係る保障契約における保障期間の開始日（当該保障契約について既にタンカー保障契約証明書の交付を受けている場合において、当該タンカー保障契約証明書の有効期間が満了していないときは、当該有効期間の満了する日）の三月前からすることができる。

3 第一項の申請を代理人により行う場合にあっては、申請書にその権限を証する書面を添付しなければならない。

（タンカー保障契約証明書の再交付の申請）

第六条 法第十七条第四項の再交付を受けようとする者は、第二号様式による保障契約証明書再交付申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 前項の申請を、タンカー保障契約証明書が損傷し、又はその識別が困難となつたことによりしよとする者は、遅滞なく、当該タンカー保障契約証明書を地方運輸局長に返納しなければならない。

3 地方運輸局長は、タンカー保障契約証明書が滅失したことににより再交付を行った場合は、当該滅失したタンカー保障契約証明書が無効であることを告示する。

4 前条第三項の規定は、第一項の申請について準用する。

（手数料）

第七条 第五条第一項の規定によるタンカー保障契約証明書の交付又は前条第一項の規定によるタンカー保障契約証明書の再交付を申請しようとする者は、次に掲げる額の手料を納付しなければならない。

一 交付の申請 タンカー保障契約証明書一枚につき七千円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百

五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合にあっては、六千九百円）

二 再交付の申請 タンカー保障契約証明書一枚につき六千円（情報通信技術活用法第六条

第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合にあっては、五千九百円）

2 前項の手料は、手数料の額に相当する収入印紙を第五条第一項又は前条第一項の申請書に貼つて納付しなければならない。

（タンカー保障契約証明書の様式）

第八条 タンカー保障契約証明書の様式は、第三号様式による。

（タンカー保障契約証明書の有効期間）

第九条 タンカー保障契約証明書の有効期間は、交付又は再交付の日（交付の日が、保障契約の保障期間の開始日前である場合又は当該保障契約について既にタンカー保障契約証明書の交付を受けている場合において、新たに交付を受けたタンカー保障契約証明書の交付の日が既に交付を受けているタンカー保障契約証明書（以下「旧タンカー保障契約証明書」という。）の有効期間の満了する日前であるとき）にあつては、それぞれ当該保障契約の保障期間の開始日又は旧タンカー保障契約証明書の有効期間の満了する日の翌日。以下この条において同じ。）から保障期間の満了する日までの期間とする。ただし、当該期間が当該交付又は再交付の日から一年を超える場合は、一年とする。

2 前項の規定にかかわらず、タンカー保障契約証明書の有効期間の満了前に当該タンカー保障契約証明書に係る保障契約が効力を失ふこととなつたときは、当該タンカー保障契約証明書もその時において効力を失う。

（タンカー保障契約証明書の記載事項の変更の届出）

第十条 法第十八条第一項の変更の届出を行おうとする者は、第四号様式による保障契約証明書記載事項変更届出書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 第五条第三項の規定は、前項の届出について準用する。

（特定油量の報告）

第十一条 法第二十八条第一項又は第二項の規定により報告を行おうとする者は、毎年二月十五

日までに、第五号様式による報告書を提出しなければならない。

（一般船舶等保障契約証明書の交付の申請）

第十二条 法第四十四条において準用する法第十四条第一項の書面（以下「一般船舶等保障契約証明書」という。）の交付を受けようとする者は、第一号様式による保障契約証明書交付申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 一般船舶等保障契約証明書の交付の申請は、当該一般船舶等保障契約証明書に係る保障契約における保障期間の開始日（当該保障契約について既に一般船舶等保障契約証明書の交付を受けている場合において、当該一般船舶等保障契約証明書の有効期間が満了していないときは、当該有効期間の満了する日）の三月前からすることができる。

3 第五条第三項の規定は、第一項の申請について準用する。

（一般船舶等保障契約証明書の再交付の申請）

第十三条 法第四十四条において準用する法第十四条第四項の再交付を受けようとする者は、第二号様式による保障契約証明書再交付申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 前項の申請を、一般船舶等保障契約証明書が損傷し、又はその識別が困難となつたことによりしよとする者は、遅滞なく、当該一般船舶等保障契約証明書を地方運輸局長に返納しなければならない。

3 地方運輸局長は、一般船舶等保障契約証明書が滅失したことににより再交付を行った場合は、当該滅失した一般船舶等保障契約証明書が無効であることを官報に公示する。

4 第五条第三項の規定は、第一項の申請について準用する。

（手数料）

第十四条 第十二条第一項の規定による一般船舶等保障契約証明書の交付又は前条第一項の規定による一般船舶等保障契約証明書の再交付を申請しようとする者は、次に掲げる額の手料を納付しなければならない。

一 交付の申請 一般船舶等保障契約証明書一枚につき七千円（情報通信技術活用法第六条

第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合にあっては、六千九百円）

二 再交付の申請 一般船舶等保障契約証明書一枚につき六千円（情報通信技術活用法第六

条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合にあっては、五千九百円）

2 前項の手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を第十二条第一項又は前条第一項の申請書に貼って納付しなければならない。

（一般船舶等保障契約証明書の様式）

第十五条 一般船舶等保障契約証明書の様式は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式による。

- 一 法第四十一条第一号に規定する第一種特定船舶 第六号様式
- 二 法第四十一条第二号に規定する第二種特定船舶 第七号様式

（一般船舶等保障契約証明書の有効期間）

第十六条 一般船舶等保障契約証明書の有効期間は、交付又は再交付の日（交付の日が、保障契約の保障期間の開始日前である場合又は当該保障契約について既に一般船舶等保障契約証明書の交付を受けている場合において、新たに交付を受けた一般船舶等保障契約証明書の交付の日が既に交付を受けている一般船舶等保障契約証明書（以下「旧一般船舶等保障契約証明書」という。）の有効期間の満了する日以前であるとき）にあつては、それぞれ当該保障契約の保障期間の開始日又は旧一般船舶等保障契約証明書の有効期間の満了する日の翌日。以下この条において同じ。）から保障期間の満了する日までの期間とする。ただし、当該期間が当該交付又は再交付の日から一年を超える場合は、一年とする。

2 前項の規定にかかわらず、一般船舶等保障契約証明書の有効期間の満了前に当該一般船舶等保障契約証明書に係る保障契約が効力を失うこととなったときは、当該一般船舶等保障契約証明書もその時において効力を失う。

（一般船舶等保障契約証明書の記載事項の変更の届出）

第十七条 法第四十四条において準用する法第十八条第一項の変更の届出を行おうとする者は、第四号様式による保障契約証明書記載事項変更届出書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 第五条第三項の規定は、前項の届出について準用する。

（保障契約の締結を証する書面）

第十八条 法第四十五条第三項の保障契約の締結を証する書面は、一般船舶に係る次に掲げる事

項（同項に規定する保障契約の契約書の写しに記載されている事項を除く。）を証する書面とする。

- 一 名称
- 二 船舶番号又は信号符号
- 三 国際海事機関船舶識別番号
- 四 国籍
- 五 総トン数

六 保障契約の有効期間

七 保障契約が一般船舶等油濁損害（法第二条第十六号に掲げるものを除く。次号並びに第二十七条第十三号ニ及びホにおいて同じ。）を填補する保険契約又はその賠償の義務の履行を担保する契約であること。

八 保障契約による一般船舶等油濁損害を填補するための保険金額又は賠償の義務の履行が担保されている額

（難破物保障契約証明書の交付の申請）

第十九条 法第五十二条において準用する法第七十九条第一項の書面（以下「難破物保障契約証明書」という。）の交付を受けようとする者は、

第一号様式による保障契約証明書交付申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 難破物保障契約証明書の交付の申請は、当該難破物保障契約証明書に係る保障契約における保障期間の開始日（当該保障契約について既に難破物保障契約証明書の交付を受けている場合において、当該難破物保障契約の有効期間が満了していないときは、当該有効期間の満了する日）の三月前からすることができ、

3 第五条第三項の規定は、第一項の申請について準用する。

（難破物保障契約証明書の再交付の申請）

第二十条 法第五十二条において準用する法第七十九条第四項の再交付を受けようとする者は、第二号様式による保障契約証明書再交付申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 前項の申請を、難破物保障契約証明書が損傷し、又はその識別が困難となったことによりしようにする者は、遅滞なく、当該難破物保障契約証明書を地方運輸局長に返納しなければならない。

3 地方運輸局長は、難破物保障契約証明書が滅失したことにより再交付を行った場合は、当該滅失した難破物保障契約証明書が無効であることを官報に公示する。

4 第五条第三項の規定は、第一項の申請について準用する。

（手数料）

第二十一条 第十九条第一項の規定による難破物保障契約証明書の交付又は前条第一項の規定による難破物保障契約証明書の再交付を申請しようとする者は、次に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

- 一 交付の申請 難破物保障契約証明書一枚につき七千円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合にあっては、六千九百円）
- 二 再交付の申請 難破物保障契約証明書一枚につき六千円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合にあっては、五千九百円）

2 前項の手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を第十九条第一項又は前条第一項の申請書に貼って納付しなければならない。

（難破物保障契約証明書の様式）

第二十二条 難破物保障契約証明書の様式は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式による。

- 一 法第四十九条第一項第一号に規定する第一種特定船舶 第八号様式
- 二 法第四十九条第一項第二号に規定する第二種特定船舶 第九号様式

（難破物保障契約証明書の有効期間）

第二十三条 難破物保障契約証明書の有効期間は、交付又は再交付の日（交付の日が、保障契約の保障期間の開始日前である場合又は当該保障契約について既に難破物保障契約証明書の交付を受けている場合において、新たに交付を受けた難破物保障契約証明書の交付の日が既に交付を受けている難破物保障契約証明書（以下「旧難破物保障契約証明書」という。）の有効期間の満了する日以前であるとき）にあつては、それぞれ当該保障契約の保障期間の満了する日の翌日。以下この条において同じ。）から保障期間の満了する日までの期間とする。ただし、当該期間が当該交付又は再交付の日から一年を超える場合は、一年とする。

2 前項の規定にかかわらず、難破物保障契約証明書の有効期間の満了前に当該難破物保障契約証明書に係る保障契約が効力を失うこととなったときは、当該難破物保障契約証明書もその時において効力を失う。

（難破物保障契約証明書の記載事項の変更の届出）

第二十四条 法第五十二条において準用する法第十八条第一項の変更の届出を行おうとする者は、第四号様式による保障契約証明書記載事項変更届出書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2 第五条第三項の規定は、前項の届出について準用する。

（保障契約の締結を証する書面）

第二十五条 法第五十三条第三項の保障契約の締結を証する書面は、一般船舶に係る次に掲げる事項（同項に規定する保障契約の契約書の写しに記載されている事項を除く。）を証する書面とする。

- 一 名称
- 二 船舶番号又は信号符号
- 三 国際海事機関船舶識別番号
- 四 国籍
- 五 総トン数

六 保障契約の有効期間

七 保障契約が難破物除去損害（我が国の領域内における法第二条第十七号イからハまでに掲げる措置に要する費用の負担により生ずる損害に限る。次号並びに第二十七条第十三号ニ及びホにおいて同じ。）を填補する保険契約又はその賠償の義務の履行を担保する契約であること。

八 保障契約による難破物除去損害を填補するための保険金額又は賠償の義務の履行が担保されている額

（保障契約情報の通報の方法）

第二十六条 法第五十八条第一項前段の規定による本邦以外の地域の港から本邦内の港に入港（特定海域への入域を除く。以下この項、次項、第三項及び次条第九号において同じ。）をしようとする特定船舶（特定海域に入域をするタンカー及び一般船舶を除く。）の船長が行う通報は、本邦内の港に入港をする日の前日（その日が行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項に規定する行政機関の休日当たるときは、その日前においてその日に最も近い行政機関の休日でない日。以下この条において同じ。）の正午までに入港をしようとする本邦内の港を管轄する地方運輸局長に対して行うものとする。

2 法第五十八条第一項前段の規定による本邦以外の地域の港から特定海域に入域をしようとする

る特定船舶であつて本邦内の港に入港をする予定のあるものの船長が行う通報は、特定海域に入域をする日の前日の正午までに、特定海域への入域後に入港をしようとする本邦内の港を管轄する地方運輸局長に対して行うものとする。

3 法第五十八條第一項前段の規定による本邦以外の地域の港から特定海域に入域をしようとする特定船舶であつて本邦内の港に入港をする予定のないものの船長が行う通報は、特定海域に入域をする日の前日の正午までに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める地方運輸局長に対して行うものとする。

一 東京湾に入域をしようとする場合 関東運輸局長

二 伊勢湾に入域をしようとする場合 中部運輸局長

三 紀伊水道から瀬戸内海に入域をしようとする場合 近畿運輸局長

四 豊後水道又は関門海峡から瀬戸内海に入域をしようとする場合 九州運輸局長

4 前各項の規定にかかわらず、法第五十八條第一項の規定による通報は、前各項の通報を行った特定船舶について入港をしようとする本邦内の港を変更する必要があるに生じた場合その他やむを得ない事情があると地方運輸局長が認める場合は、本邦内の港に入港をする日の前日の正午以後に行うことができる。

5 法第五十八條第一項後段の規定による保障契約情報の変更の通報は、当該保障契約情報に変更があつた場合に、直ちに、当該保障契約情報の通報を行った地方運輸局長に対して行うものとする。

(保障契約情報の通報事項)

第二十七條 法第五十八條第一項の国土交通省令で定める事項は、特定船舶に係る次に掲げるものとする。

一 名称

二 船舶番号又は信号符字

三 国際海事機関船舶識別番号

四 国籍

五 船舶港

六 総トン数

七 船舶所有者(総トン数が千トン以下の一般船舶にあつては、船舶所有者等。次号において同じ。)の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先

八 船長又は船舶所有者の代理人の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先

九 入港をしようとする本邦内の港の名称及び予定日時

十 入域をしようとする特定海域の入域の位置及び入域の予定日時

十一 保障契約の締結の有無

十二 タンカー保障契約証明書、責任条約の締結国である外国が交付した当該船舶について保障契約が締結されていることを証する責任条約の附属書の様式による書面 外国が交付した責任条約第七條第十二項に規定する証明書、一般船舶等保障契約証明書、燃料油条約の締結国である外国が交付した当該船舶について保障契約が締結されていることを証する燃料油条約の附属書の様式による書面、外国が交付した燃料油条約第七條第十四項に規定する証明書、難破物保障契約証明書、難破物除去条約の締結国である外国が交付した当該船舶について保障契約が締結されていることを証する難破物除去条約の附属書の様式による書面又は外国が交付した難破物除去条約第十二條第十四項に規定する証明書(以下「タンカー保障契約証明書等」という。)を有している場合にあつては、当該タンカー保障契約証明書等の番号

十三 タンカー保障契約証明書等を有していない場合にあつては、次に掲げる事項

イ 保険者等の氏名又は名称

ロ 保障契約の契約書の番号

ハ 保障契約の有効期間

ニ 保障契約が一般船舶等油濁損害及び難破物除去損害を填補する保険契約又はその賠償の義務の履行を担保する契約であるかどうか。

ホ 保障契約において一般船舶等油濁損害及び難破物除去損害を填補するための保険金額又は賠償の義務の履行が担保されている額

十四 過去一年間における本邦内の港への入港の実績

十五 国土交通省との連絡方法(やむを得ない事由)

第二十八條 法第五十八條第三項の国土交通省令で定めるやむを得ない事由は、特定船舶に係る次に掲げるものとする。

一 荒天又は異常な気象若しくは海象のため、当該特定船舶に急迫した危険があること。

二 船体又は機関の重大な損傷により、当該特定船舶に急迫した危険があること。

三 当該特定船舶内にある者が重傷病を負い、速やかに、医師による診察又は処置を受けさせる必要があること。

四 前三号に掲げるもののほか、当該特定船舶に急迫した危険があること。

2 法第五十八條第三項の規定により本邦以外の地域の港から本邦内の港に入港をした特定船舶の船長が行う通報は、前条各号に掲げる事項について、入港後直ちに、入港をした本邦内の港を管轄する地方運輸局長(特定海域に入域した場合にあつては、第二十六條第三項各号に掲げる地方運輸局長)に対して行うものとする。(立入検査をする職員的身分証票)

第二十九條 法第五十九條第二項の職員の身分を示す証票は、第十号様式による。

(締約国への報告の方法)

第三十條 法第六十一條第一項の規定による報告は、電信、電話その他のなるべく早く到達するような手段により行うものとする。

(締約国への報告事項)

第三十一條 法第六十一條第一項の国土交通省令で定める事項は、当該タンカー又は一般船舶に係る次に掲げるものとする。

一 船舶所有者の氏名又は名称及び住所

二 難破物の位置

三 難破物の種類、大きさ及び構造

四 難破物の状態(損害の程度を含む。)

五 危険物、有害物その他の貨物の性質及び量

六 積載されている油の種類及び量

七 前各号に掲げるもののほか、難破物除去条約第六條の規定による決定をするために必要なもの

(法第六十一條第一項ただし書の国土交通省令で定める者)

第三十二條 法第六十一條第一項ただし書の国土交通省令で定める者は、難破物除去条約第一條第九項に規定する運航者とする。

(権限の委任)

第三十三條 法第十七條第一項、第二項、第四項及び第五項、第十八條並びに第十九條(これらの規定を法第四十四條及び第五十二條において準用する場合を含む。)並びに法第五十八條第一項及び第三項に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長が行うものとする。

2 法第五十九條第一項及び第二項並びに第六十條に規定する国土交通大臣の権限は、当該船舶の所在地を管轄する地方運輸局長も行うことができる。

附 則 この省令は、法の一部の施行の日(昭和五十一年一月二十六日)から施行する。

附 則 (昭和五十二年八月二八日運輸省令第三五号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、昭和五十一年九月一日から施行する。

附 則 (昭和五十五年一月一七日運輸省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十六年三月三〇日運輸省令第二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十六年四月一日)から施行する。

附 則 (昭和五十九年六月二二日運輸省令第一八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為(以下「処分等」という。)は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この省令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他の行為(以下「申請等」という。)は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申請等とみなす。

北海道運輸局長	北海道運輸局長
東北北海道運輸局長(山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。)	東北北海道運輸局長
東北北海道運輸局長(山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。)	新潟運輸局長
新潟運輸局長	新潟運輸局長
関東運輸局長	関東運輸局長
中部運輸局長	中部運輸局長
近畿運輸局長	近畿運輸局長

中国海運局長	中国運輸局長
四国海運局長	四国運輸局長
九州海運局長	九州運輸局長
神戸海運局長	神戸海運監理部長
札幌陸運局長	北海道運輸局長
仙台陸運局長	東北運輸局長
新潟陸運局長	新潟運輸局長
東京陸運局長	関東運輸局長
名古屋陸運局長	中部運輸局長
大阪陸運局長	近畿運輸局長
広島陸運局長	中国運輸局長
高松陸運局長	四国運輸局長
福岡陸運局長	九州運輸局長

第三条 この省令の施行前に海運局支局長が法律又はこれに基づく命令の規定によりした処分等は、相當の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長がした処分等とみなし、この省令の施行前に海運局支局長に対してした申請等は、相當の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長に対してした申請等とみなす。

附 則（昭和六〇年六月一五日運輸省令第二二号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六二年三月二五日運輸省令第二五号）抄

（施行期日）

1 この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附 則（平成元年三月二一日運輸省令第二二号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

（経過措置）

3 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附 則（平成元年七月二〇日運輸省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年三月二二日運輸省令第二号）

（施行期日）

- 1 この省令は、平成三年四月一日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。
附 則 (平成六年三月二九日運輸省令第九号)
(施行期日)
 - 1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。
附 則 (平成六年三月三〇日運輸省令第九号)
(施行期日)
 - 1 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成六年十一月二二日運輸省令第五二号)
この省令は、油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律附則第一条第一号に定める日(平成六年十一月二十二日)から施行する。
附 則 (平成八年二月二日運輸省令第七号)
(施行期日)
 - 第一条 この省令は、油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律(平成六年法律第五十三号。以下「改正法」という。)附則第一条第二号に定める日(平成八年五月三十日。以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次条の規定については、公布の日から施行する。
(経過措置)
 - 第二条 運輸大臣は、この省令の公布の日以後施行日前までは、船舶(千九百九十二年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約(以下「千九百九十二年責任条約」という。)の締約国である外国の国籍を有する船舶及び改正法第二条の規定による改正後の油濁損害賠償保障法(以下「新法」という。)第二条第六号イに規定する政令で定める油の輸送の用に供している船舶を除く。)について新法第十四条に規定する保障契約(当該契約の保障期間の満了する日が施行日以後であるものに限る。)を保険者等と締結している者の申請があつたときは、別記様式一(当該船舶が油による汚染損害について民事責任に関する国際条約の締約国である外国の国籍を有する船舶である場合にあっては、別記様式二)による保障契約証明書を交付することができる。

2 前項の申請をしようとする者は、保障契約証明書
の交付の申請書に、保障契約の契約書の写し
並びに船舶の国籍及び船舶のトン数の測度に
関する法律（昭和五十年法律第四十号）第四条
第二項の規定の例により算定した数値にトン
を付して表したトン数を証する書面を添付しな
ければならない。

別記様式 1 (附則第 2 条関係)

[illegible]

[illegible]

附 則（平成九年三月二日運輸省令第一五号）
（施行期日）
1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。
（経過措置）
2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附 則（平成九年二月一日運輸省令第八二号）
この省令は、平成十年一月一日から施行する。
附 則（平成一〇年四月二日運輸省令第二五号）
（施行期日）
1 この省令は、油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（平成六年法律第五十三号）附則第一条第四号に定める日（平成十年五月十五日）から施行する。
（経過措置）
2 この省令の施行前に交付した改正前の第三号様式及び第五号様式による保障契約証明書は、改正後の第三号様式による保障契約証明書とみなす。

附 則（平成一二年三月二日運輸省令第九号）
（施行期日）
1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
（経過措置）
2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附 則（平成一二年一月二九日運輸省令第三九号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一四年六月二八日国土交通省令第七九号）
（施行期日）
第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。
（経過措置）
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそ

- 4 前条第三項の規定は、第一項の申請について準用する。
- 第五条 改正法附則第四条第四項の規定により一般船舶保障証明書の交付又は再交付を申請しようとする者は、次に掲げる額の手数料を納付しななければならない。
 - 一 交付の申請 一般船舶保障証明書一枚につき一万四千三百円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して（以下この条において「電子情報処理組織により」という。）申請する場合にあつては、一万四千百円）
 - 二 再交付の申請 一般船舶保障証明書一枚につき一万二千八百円（電子情報処理組織により申請する場合にあつては、一万二千七百円）
- 2 前項の手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を附則第三条第一項又は前条第一項の申請書にはつて納付しなければならない。ただし、電子情報処理組織により前項の申請をする場合において、当該申請を行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができ。
- 第六条 一般船舶保障証明書の様式は、別記様式三による。
- 第七条 一般船舶保障証明書の有効期間は、改正法の施行の日（当該施行の日が、保障契約の保障期間の開始日前である場合にあつては、当該保障契約の開始日。以下この条において同じ。）から保障期間の満了する日までの期間とする。ただし、当該期間が改正法の施行の日から一年を超える場合は、一年とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般船舶保障証明書の有効期間の満了前に当該一般船舶保障証明書に係る保障契約が効力を失うこととなつたときは、当該一般船舶保障証明書もその時において効力を失う。
- 第八条 一般船舶保障証明書の記載事項の変更の届出を行おうとする者は、別記様式四による一般船舶保障証明書記載事項変更届出書を地方運輸局長に提出しなければならない。
- 2 附則第三条第三項の規定は、前項の届出について準用する。
- 第九条 改正法附則第四条に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長が行うものとする。

第十條 第二條の規定の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

第十一條 この省令の施行前に交付した第一条の規定による改正前の油濁損害賠償保障法施行規則（次条において「旧規則」という。）第三号様式による保障契約証明書は、第一条の規定による改正後の油濁損害賠償保障法施行規則第三号様式によるものとみなす。

第十二條 この省令の施行の際にある旧規則第一号様式による保障契約証明書交付申請書、第二号様式による保障契約証明書再交付申請書、第四号様式による保障契約記載事項変更届出書及び第五号様式による特定油受取量報告書は、第一条の規定による改正後のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

[illegible]

- ① 局船の大きさとし、日本工務院規格A列船とすること。
- ② 一般船舶所有者等が申請者として同一の者である場合は、1艘の記載は要しない。
- ③ 国際海事情報船舶識別番号については、当該番号が割り当てられている船舶について記載する。
- ④ 3つの欄には、一般船舶保障証明書が滅失し、損傷し、又は識別が困難となった年月日、場所及び状況を記載するものとし、場所及び状況についてはできる限り詳細に記載すること。
- ⑤ 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。

年月日
(date of issue)

地方運輸局長
運輸監理部長
Director-General of District
Transport Bureau

印

別記様式4（附則第8条関係）

別記様式4（附則第8条関係）
一般船舶操縦免許取得者等実習記録簿

地方運輸局長 運輸管理部長	氏名	
申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	住所	
船主	船主	
船長の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	船長の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
船主	船主	
船長の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	船長の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	

下記の一般船舶操縦免許取得者等について、記載事項の変更があったので、最寄港務監督官署名の一部を改定する（添付「承認（承認書）の交付」）

一般船舶操縦免許取得者等	一般船舶操縦免許取得者等	一般船舶操縦免許取得者等	一般船舶操縦免許取得者等	変更があった日
氏名	住所	氏名	住所	

注 1 船長の氏名は、中略に省略せしめ得ること。
2 船主が法人の場合は、登記簿記載の名称を記載することとする。
3 氏名を記載し、押印することとする。

附則（平成一七年二月二八日国土交通省令第一〇号）抄

第一条 この省令は、平成一十七年三月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年八月八日国土交通省令第七三三号）

1 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。（経過措置）

2 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の船舶法施行規則第十六号様式による船員手帳、第十八号様式による証明書、第二十二号の二書式による証印、第二十二号の四書式による証印及び第二十三号様式による証明書、第二条の規定による改正前の水先法施行規則第二号様式による水先免状、第三条の規定による改正前の海上運送法施行規則第四号様式による証票、第四条の規定による改正前の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第四号様式による海技免状、第十六号様式による承認証及び第二十号様式による操縦免許証、第五条の規定による改正前の航空法施行規則第三号様式による航空機登録証明書、第八号様式による耐空証明書、第二十号様式による技能証明書、第二十七号様式による航空身体検査証明書、第二十九号様式による運航管理者技能検定合格証明書及び第三十号様式による証票、第六条の規定による改正前の連合国財産の返還の請求の手続等に関する命令様式第一号による現状調査請求書及び第七号様式による返還請求書、第七号の二書式による改正前の船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第二号様式による衛生管理者適任証書、第八号の規定による改正前の道路法の特例等に関する法律施行規則第三号様式による登録証書、第九号の規定による改正後の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第十二号様式による輸出抹消仮登録証明書及び第十四号様式による輸出予定届出証明書、第十号の規定による改正後の船舶料理士に関する省令第二号様式による船舶料理士資格証明書並びに第十一条の規定による改正後の船舶油濁損害賠償保障法施行規則第三号様式による保証契約証明書及び第十号様式による証票とみなす。

証契約証明書及び第十号様式による証票は、それぞれ第一条の規定による改正後の船舶法施行規則第十六号様式による船員手帳、第十八号様式による証明書、第二十二号の二書式による証印、第二十二号の四書式による証印及び第二十三号様式による証明書、第二条の規定による改正後の水先法施行規則第二号様式による水先免状、第三条の規定による改正後の海上運送法施行規則第四号様式による証票、第四条の規定による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第四号様式による海技免状、第十六号様式による承認証及び第二十号様式による操縦免許証、第五条の規定による改正後の航空法施行規則第三号様式による航空機登録証明書、第八号様式による耐空証明書、第二十号様式による技能証明書、第二十四号様式による航空身体検査証明書、第二十七号様式による航空機操縦練習許可書、第二十九号様式による運航管理者技能検定合格証明書及び第三十号様式による証票、第六条の規定による改正後の連合国財産の返還の請求の手続等に関する命令様式第一号による現状調査請求書及び第七号様式による返還請求書、第七号の規定による改正後の船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第二号様式による衛生管理者適任証書、第八号の規定による改正後の道路法の特例等に関する法律施行規則第三号様式による登録証書、第九号の規定による改正後の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第十二号様式による輸出抹消仮登録証明書及び第十四号様式による輸出予定届出証明書、第十号の規定による改正後の船舶料理士に関する省令第二号様式による船舶料理士資格証明書並びに第十一条の規定による改正後の船舶油濁損害賠償保障法施行規則第三号様式による保証契約証明書及び第十号様式による証票とみなす。

附則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和元年二月二六日国土交通省令第四七号）抄

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに

行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附則（令和二年二月二八日国土交通省令第一〇号）

（施行期日）
第一条 この省令は、船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、第一条、第四条及び第五条並びに次条から附則第九条まで及び附則第十一条第一項の規定は、改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和二年三月一日）から施行する。

（経過措置）
第二条 改正法附則第二条第二項の国土交通省令で定める事由は、同条第一項の規定により交付した書面（以下「相当証書」という。）に係る保障契約の変更とする。
第三条 相当証書の交付を受けようとする者は、別記様式一による相当証書交付申請書を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。
2 相当証書の交付の申請は、当該相当証書に係る保障契約における保障期間の開始日の三月前からすることができる。
3 第一項の申請を代理人により行う場合にあつては、申請書にその権限を証する書面を添付しなければならない。
第四条 相当証書の再交付を受けようとする者は、別記様式二による相当証書再交付申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。
2 前項の申請を、相当証書が損傷し、又はその識別が困難となったことによりしようとする者は、遅滞なく、当該相当証書を地方運輸局長に返納しなければならない。
3 地方運輸局長は、相当証書が滅失したことにより再交付を行った場合は、当該滅失した相当証書が無効であることを官報に公示する。
4 前条第三項の規定は、第一項の申請について準用する。
第五条 附則第三条第一項の規定による相当証書の交付又は前条第一項の規定による相当証書の再交付を申請しようとする者は、次に掲げる額の手数料を納付しなければならない。
一 交付の申請 相当証書一枚につき七千円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関

替えて準用する新法第四十四条及び第五十二
条の国土交通省令で定める基準は、次の各号に

この省令の施行の際現に交付されている第二
条の規定による改正前の船舶油濁損害賠償保障
法施行規則第三号様式による保障契約証明書
(前項の規定より第一条の規定による改正後
の船舶油濁損害賠償保障法施行規則第三号様
式による保障契約証明書とみなされたものを含
む)は、同条の規定による改正後の船舶油濁
等損害賠償保障法施行規則第三号様式によるタ
ンカー保障契約証明書とみなす。

[illegible][illegible]

[illegible]

附 則（令和二年二月三日国土交通
省令第九八号）

- 1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第1号様式（第5条、第12条、第19条関係）

[illegible]

⑤ ① 用紙の大きさは、日本標準規格 A4 用紙又は A5 用紙とすること。

② 記載事項が多いときは、適宜二葉以上にしたって記載することができる。

③ 不要な文字は、捺消すること。

④ 印鑑については、ハンコ、実印、角印等の製用印のみによること。

⑤ 国庫券等無効印捺消後記載については、当該番号が記載されている船舶ごとに記載すること。

⑥ 保障契約の種類の欄には、船主等相互保険協会の名称に記載すること。

⑦ 一の船舶について二以上の保障契約が締結されている場合は、⑥から⑧までの欄については保障契約ごとに記載すること。

⑧ 氏名を記載し、押印することと代えて、署名することとができる。なお、電子署名の署名は、⑥から⑧の欄に記載する署名と同一と見做すこと。

[illegible][illegible]

第6号様式（第15条関係）

1. 国の領土を占拠せしに当たっては、望ましい場合には、国際法の発行が行われる国の領域のある当分のものも併せて占拠せしむべきである。

2. 領土の総面積につき二以上の供給源がある場合には、それらすべての金額を明示しなければならない。

3. 領土が二以上の方式で提供される場合には、それらの方式を明示しなければならない。

4. 「領土の範囲」の欄には、提供の妨げを生ずるものを記載しなければならない。

Explanatory Notes:

1. *Should the Acquisition of the State may include a reference to the competent public authority of the country where the certificate is issued.*

2. *If the total amount of security has been furnished by more than one source, the amount of each of them should be indicated.*

3. *If security is furnished in several forms, these should be enumerated.*

4. *The entry "Duration of Security" must stipulate the date on which such security takes effect.*

[illegible]

- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。なお、電子申請を行う場合にあっては、押印又は署名を要しない。

受 取 の 事 由	年 中 の 受 取 量	備 考
輸 入	トン	
そ の 他	トン	
合 計	トン	

- 3 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。

環境保護その他の社会の公益上の保護の目的を定めて、これを承認する。

This is to certify that there is in force in respect of the abovementioned ship a policy of insurance of other financial security satisfying the requirements of Article 7 of the International Convention on Civil Liability for Bunker Oil Pollution Damage.

保証の発行者
 保証の金額
 保証の期限
 保証の条件

この保証は、日本国政府の承認を以て、この船舶の航行中、日本国領海及び日本国領土において、日本国領土に属する船舶に適用される。

This certificate is valid from _____ to _____ in _____
 日本国政府 国・文書番号 _____ 日付を認めた、
 Issued by the Government of Japan, Ministry of Land, Infrastructure, Transport, and Tourism,
 On _____

3. If the total amount of security has been furnished by more than one source, the amount of each of them should be indicated.
4. If security is furnished in several forms, these should be enumerated.
5. The entry "Duration of Security" must stipulate the date on which such security takes effect.
6. The entry "Address of the interest(s) and/or guarantor(s)" must indicate the principal place of business of the interest(s) and/or guarantor(s). If appropriate, the place of business where the insurance or other security is established shall be indicated.

[illegible][illegible][illegible]

